

# 第1回鶴岡市文化会館利活用会議

日時：平成30年1月11日（木）

14時00分～

場所：荘銀タクト鶴岡 小ホール

## 次 第

～ 委嘱状の交付 ～

1 開 会

2 挨 拶

3 委員等紹介（自己紹介）

4 利活用会議の運営について

5 報 告

（1）これまでの経過等について

6 協 議

（1）資料説明

（2）意見交換

7 その他

8 閉 会

## 鶴岡市文化会館利活用会議設置要綱

### (設置)

第1条 鶴岡市文化会館（以下「文化会館」という。）の管理運営実施計画（平成27年12月策定）等各種計画を踏まえ、運営主体のあり方等について検討し、適切な管理運営を行っていくため、鶴岡市文化会館利活用会議（以下「利活用会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 利活用会議は、次に掲げる事項を検討する。

- (1)文化会館の運営主体のあり方に関すること。
- (2)前号に掲げるもののほか、文化会館の管理運営に関して市長が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 利活用会議は、委員長、委員6人以内で組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。ただし、地方公共団体の議会の議員を除く。

- (1)専門家又は識見を有する者
- (2)ネーミングライツパートナー
- (3)関係機関・団体等の代表又は構成員

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員長は、利活用会議を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 利活用会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 利活用会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 利活用会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 利活用会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 利活用会議の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、平成29年12月28日から施行する。

### (最初に委嘱される委員の任期)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

## 第1回 鶴岡市文化会館利活用会議 出席者名簿

### ■ 委員長

(敬称略)

氏 名	所属等	区分
やまぐち あきら 山 口 朗	副市長	

### ■ 委員

(敬称略)

氏 名	所属等	区分
さか かしや ちや 章 加 叔 也	公益社団法人 全国公立文化施設協会 アドバイザー 有限会社 空間創造研究所 代表 文化会館管理運営実施計画 総合アドバイザー	専門家
おろ した りぎ ゆき 太 下 義 之	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 芸術・文化政策センター長	専門家
はせ せ谷 がわ こう じ 長 谷 川 浩 二	株式会社 荘内銀行 常務執行役員	ネーミングライツ パートナー
うえ の りゆ ぶ 上 野 由 部	黒川能の里・王祇会館 館長 公益財団法人 黒川能保存会 業務執行理事	関係機関・団体等
い り とう りき き 伊 藤 吉 樹	庄内地区高等学校文化連盟 副会長 山形県立鶴岡中央高等学校 校長	〃
おあ ぎ ぎ ちや 岡 崎 雅 也	公益社団法人 鶴岡青年会議所 専務理事	〃

### ■ オブザーバー

氏 名	職名・所属等	備考
ひがし やま ちか こと 東 山 晴 子	鶴岡市芸術文化協会 会長	
こ ばやし たけ お 小 林 健 郎	鶴岡市芸術文化協会 副会長兼事務局長	

### ■ 事務局

氏 名	職名・所属等	備考
か とう しのが 加 藤 忍	教育長	
いし つか けん 石 塚 健	教育部長	
すず ぎ あきら 鈴 木 晃	社会教育課長	
さ とう ちか こと 佐 藤 尚 子	〃 文化主幹	
い とう とも やす 伊 藤 智 康	〃 芸術文化主査	
い とう まさ ひろ 齋 藤 正 浩	〃 芸術文化係長	
はら だ たか あきら 原 田 孝 昭	〃 芸術文化係専門員	

鶴岡市文化会館管理運営主体に係る経過資料

年度	鶴岡市	鶴岡市芸術文化協会	鶴岡市議会
H7～H17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要望を受け、芸術文化活動実施者などから意見徴収、整備検討委員会での検討を経て、鶴岡アートフォーラムを建設</li> <li>・芸術文化振興には、地域に根差した芸術文化団体の育成が必要との認識に至る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要望書「鶴岡市芸術文化施設について」を提出(H8.2)(総合展示場、総合芸術文化センター、総合和風施設の3施設の要望)</li> <li>・総合展示場(後の鶴岡アートフォーラム)整備検討への協力</li> </ul>	
H14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鶴岡文化学術交流シビックコア地区整備計画(H14.7策定)に、事業内容について検討を深めていく施設として文化交流施設が位置付け</li> </ul>		
H17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新市建設計画に文化活動の中核施設等の整備を記載</li> </ul>		
H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市総合計画に文化会館改築整備を位置付け</li> </ul>		
H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内検討会議設置・再整備検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新市6地域の芸文協合同で新文化会館設置促進特別委員会を設置し要望活動を行い8月に要望書を提出。</li> </ul>	
H23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備基本計画検討・策定(H24.3)</li> <li>「芸術文化団体などを核とした市民による運営組織づくりを検討していく必要がある」とし市の基本的考え方を表明</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員協議会(H24.1)で整備基本計画(案)について説明</li> </ul>
H24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営計画検討(～H25年度)・策定(H26.3)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員協議会(H25.2)で景観に関する概要説明</li> </ul>
H25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営への協力について、芸文協へ依頼(H26.1理事会)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員協議会で基本設計概要(H25.4)、実施設計概要(H25.11)を説明</li> </ul>
H26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営実施計画検討(～H27年度)・策定(H27.12)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6地域の芸文協一本化について協議、承認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員協議会(H26.4)で管理運営計画の説明</li> </ul>
H27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芸文協一本化、NPO法人化に向け嘱託職員を雇用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全市を対象とした鶴岡市芸術文化協会の発足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員協議会(H27.12)で管理運営実施計画の説明</li> </ul>
H28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開館準備</li> <li>・事務局の移管に伴い芸文協へ運営補助金を拠出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法人格取得、県の認定を受ける</li> <li>・市嘱託職員を芸文協職員として雇用切替。併せて臨時職員を雇用</li> <li>・次年度の職員採用試験を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会派代表者会議(H28.6)で開館スケジュール概要の説明</li> </ul>
H29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開館準備・指定管理制度導入準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化会館開館準備グループとして4名を雇用</li> <li>・開館準備業務受託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員向け現場見学会(H29.4)で開館スケジュールの説明</li> </ul>

## ■ 文化施設の課題と本市文化会館の基本理念

### 現状と課題

- ・劇場、音楽堂等としての機能を有している文化会館は、**多目的に利用される場合が多く、貸館が中心**である
- ・これまでハードの整備が先行。**ソフトの充実が必要**となっている
- ・地方では多彩な**実演芸術に触れる機会が少ない**状況が固定化されている
- ・実演芸術の創造活動や鑑賞の機会の提供といった**劇場、音楽堂等の本来の機能が充分発揮されていない**
- ・伝統的な**文化芸術を継承し、発展させる**とともに、**独創性のある新たな文化芸術の創造の促進**が必要

### 文化施設の持つ機能

- ・個人の年齢、性別、取り巻く社会的状況等にかかわらず、**市民が心豊かな生活を実現するための場**
- ・**すべての市民に社会参加の機会をひらく基盤**として、常に活力ある社会形成に資する機能
- ・「新しい広場」として、**地域コミュニティの創造と再生**を通じて地域の発展を支える機能

### 基本理念:「支える、育てる、高める」未来につなぐ芸術文化の拠点

- ・舞台芸術を中心とした市民の多様な文化活動を支え、未来の担い手を育み、芸術・文化性を高め、人々が集い、交流し、未来につなぐ芸術文化の拠点を目指します



貸館中心から自主的な芸術文化事業の展開へ

## ■ 管理運営実施計画における 6つの事業区分

### 《活動の拠点》

#### ①施設提供事業

市民の多様な文化活動を支え、新たな芸術文化の創作意欲を高めるために、練習やリハーサル場、成果発表の場として施設を提供します。

### 《鑑賞の拠点》

#### ④鑑賞事業

国内外の音楽、演劇、舞踊などの優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供し、感動や生きる喜び、感性の伸長による芸術文化のレベルアップを図ります。

### 《育成の拠点》

#### ②育成事業

地域の文化力向上に向けて、次世代を担う市民を育成するための事業、文化活動を行う市民やそれを支える人材を育成するための事業を実施します。

### 《発信の拠点》

#### ⑤地域発信事業

地域資源の発掘や、鶴岡独自の魅力を見出し、新しい価値を上乗せするなどしながら、外部に発信し認知させることで、地域ブランド力を高めていきます。

### 《創造の拠点》

#### ③参加・体験事業

文化活動を行っている個人や団体だけでなく、広く市民が参加できる作品創造の機会を提供します。また、子どもや大人が楽しみながら体験できる事業を行い、活発な創造の輪を広げ、新しい文化に触れる機会を創出します。

### 《交流の拠点》

#### ⑥交流・にぎわい創出事業

芸術文化を通じて交流できる場を提供し、多様な人々が出会いそしてつながり、そこから新たな文化や交流が生まれていく、まちづくりの拠点を目指します。また、常に人の動きがある開かれた文化会館を目指し、街のにぎわいへとつながる事業を行います。

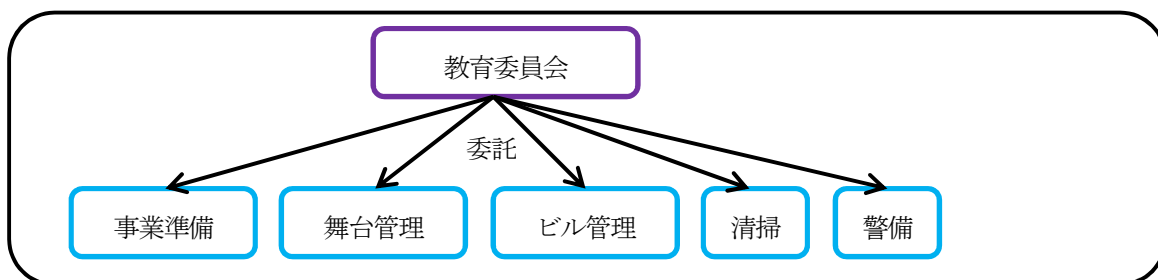
## ■ 管理運営実施計画における事業計画の展開イメージ

	開館前	開館 (開館年)	初期 (開館年～おおよそ5年後)	成長期 (おおよそ5年～10年後)
	◆プレイベント 愛称募集、見学会など	◆記念式典(記念典、一般公開など) ◆開館記念事業 (約1年間のオープニングイベント)		
①施設提供事業 《活動の拠点》		◆文化活動の支援事業、フランチャイズ団体の認定事業		
②育成事業 《育成の拠点》		◆次世代の育成、芸術文化団体等の育成・地元運営スタッフの育成		
③参加・体験事業 《創造の拠点》			◆市民参加型の創作、芸術文化の体験	
④鑑賞事業 《鑑賞の拠点》		◆優れた舞台芸術の鑑賞、鶴岡ゆかりの出演者による舞台芸術等の鑑賞		
⑤地域発信事業 《発信の拠点》			◆鶴岡の芸術文化の蓄積、伝統文化の普及、継承	
⑥交流・にぎわい 創出事業 《交流の拠点》			◆連携、交流促進、施設活用によるにぎわい創出	

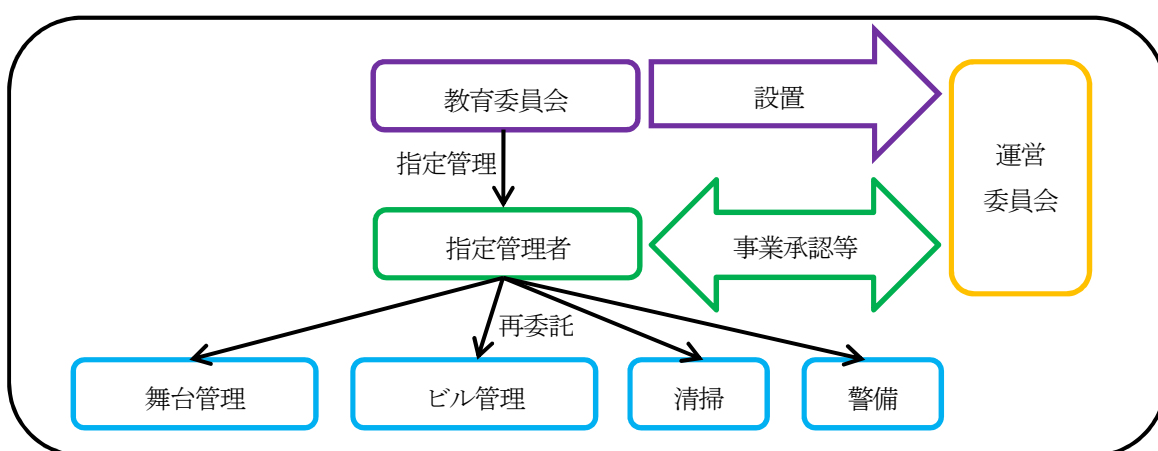
## 文化会館管理運営について

### 1. 運営体制

#### (1) 直営



#### (2) 指定管理



### 2. 事業規模

型	サイクル	ジャンル	収益性	型	サイクル	ジャンル	収益性
鑑賞 6本	毎年	クラシック	△	普及 5本	毎年	洋楽	○
		ポピュラー	○			洋楽	△
		ミュージカル	◎			邦楽	△
		ミュージカル	△			演劇	○
	隔年	伝統芸能・舞踊	△			演劇	△
		落語・他	△	参加	隔年	音楽・演劇	△

### 3. 維持管理費

区分	H29年度	H30年度	H31年度以降
光熱水費 管理運営経費	77,967千円	140,000千円	140,000千円
人件費	20,604千円	32,000千円	32,000千円
事業費	12,669千円	40,000千円	20,000千円
諸費等	-	8,000千円	8,000千円
合計		220,000千円	200,000千円

※大規模修繕、機器更新除く



文化施設人員体制及び事業規模比較表

施設名	運営 母体	客席数	人員数			事業規模				備考
			事務系	技術系	合計	鑑賞	普及	参加	合計	
山形県民会館 やまぎんホール	株	1496	7	4	11	3	0	3	6	他、共催事業8
南陽市文化会館	直営	1403	8	3	11	6	1	0	7	H27.10～半年
酒田市 希望ホール	直営	1287	9	3	12	8	2	2	12	他、共催事業5
山形市民会館	共同	1202	10	6	16	5	1	1	7	他、共催事業31
鶴岡市文化会館		1120/ 200	10	3	13	6	5	1	12	
長井市民文化会館	(有)	1016	7	2	9	5	4	0	9	他、共催事業2
天童市市民文化会館	(株)	1100	5.5	1.5	7	6	1	1	8	他、共催事業2
新庄市民文化会館	NPO	1034	8	2	10	7	0	4	11	他、共催事業3
米沢市市民文化会館	(株)	1005	3.5	2	5.5	2	1	0	3	
村山市民会館	直営	990/ 300	5	2	7	4	0	2	6	窓口、技術は外部委託
寒河江市市民会館	直営	936	7	3	10	4	0	1	5	技術は外部委託 他、共催事業1
山形市 山形テルサ	一財	806/ 400	15	5	20	15	0	0	15	
尾花沢市	直営	504	3	1	4	0	0	0	0	技術は外部委託
庄内町文化創造館 響ホール	協議会	502	6	1	7	7	0	0	7	他、共催事業1

※1. 兼務職員及び非常勤職員は0.5人で算定した。 ※2. 館内清掃、警備員は、人員に含まない。  
 ※3. 県外施設の事業規模には、共催事業を含む。

施設名	運営 母体	客席数	人員数			事業規模				備考
			事務系	技術系	合計	鑑賞	普及	参加	合計	
八尾市 プリズムホール	公財	1449/ 394	—	—	22	12	14	5	31	芸術監督有
北上市 さくらホール	一財	1425/ 466/264	11	4	15	18	7	2	27	ホール利用重複の場合、技術系職員をスポットで外部委託
吹田市 メイシアター	公財	1397/ 617/156	14	5	19	25	20	16	61	
神奈川県 神奈川芸術劇場	公財	1257/ 222	20.5	9	29.5	—	—	—	40	芸術参与有。別途委託有
三原市 ポポロ	株	1228	21	3	24	6	8	7	21	
目黒区 めぐろパーシモンホール	公財	1200/ 200	14.5	—	14.5	13	12	7	32	舞台技術、施設管理は、外部委託
<b>鶴岡市文化会館</b>		<b>1120/ 200</b>	<b>10</b>	<b>3</b>	<b>13</b>	<b>6</b>	<b>5</b>	<b>1</b>	<b>12</b>	
大船渡市 リアスホール	直営	1100/ 246	12.5	6	18.5	2	9	1	12	
廿日市市 さくらびあ	公財	1095/ 296	—	—	7.5	25	6	3	34	
可児市 アーラ	公財	1023/ 313	18	5	23	23	11	14	48	
長久手市 文化の家	直営	823/ 304	—	—	28	—	—	—	22	
富士見市 キラリ☆ふじみ	公財	802/ 255	17	4	21	11	9	14	34	芸術監督有
豊橋市 穂の国とよはし芸術劇場	公財	796/ 266	16	7	23	—	—	—	34	芸術監督有

※1. 兼務職員及び非常勤職員は0.5人で算定した。 ※2. 館内清掃、警備員は、人員に含まない。  
 ※3. 県外施設の事業規模には、共催事業を含む。

## 組織体制の考え方

### ■必要な職能と人数

部門・担当	主な業務内容	想定される 人員数 (理想形)	H29		
			市	芸文協	他
館長	● 統括	1	主幹	—	—
事務局長	● 現場責任者、各スタッフの総合管理	1			
総務	庶務、経理 ● 人事・労務管理、法務、契約、文書管理、資料管理、備品管理、外部委託業務対応、経理会計(予算・決算・出納など)	3	主査 嘱託 (再雇用)	係長	—
	● 備品購入、管理		嘱託 (再雇用) 臨時1	—	—
	施設管理 ● 施設管理、建築・機械・電気設備等の日常運転・監視・保守点検 ● 施設内の警備、清掃 など	委託 数名	—	—	委託 数名
広報	営業、ファン ドレイズ ● 行政や関係機関との連絡調整 ● 企業、各種団体の助成、協賛金等の獲得 ● 共催、公演、協賛先の開拓、促進 ● 友の会の会員募集、管理 など	2	専門員	担当 (事業兼)	—
	広報、宣 伝 ● 施設及び主催事業の各種広報、機関誌や、パンフレット等の作成 ● ホームページ、IT活用に関する業務 ● チラシ、ポスター、DM 等作成、配布 など				
事業	自主事業 ● 「育成事業」「参加・体験事業」「鑑賞事業」「地域発信事業」「交流・にぎわい事業」の企画・制作から実施に至る業務 ● 共催・後援等の調整 ● 各種事業に関する調査研究、情報収集 ● 企画立案、予算書等作成 ● 市民サポーター募集、組織運営 など	責任者1	係長	—	—
	普及事業 ● ワークショップ、アウトリーチなどの参加・体験事業の企画、制作から実施に至る業務 ● 次世代を担う子どもたちに関わる育成事業の企画、制作から実施に至る業務 など	4	専門員 主事	係長 (広報兼)  担当 (広報兼)	—
	施設提供 (貸館) ● 貸館スケジュールの管理、利用調整 ● 施設利用者へのアドバイス など				
	票券 ● チケットの配券、予約、発券、代金管理				
	受付・チ ケット販売 ● チケット販売、施設貸出し等の窓口業務				
	レセプショ ニスト ● ホール事業時のもぎり・案内業務	スポット	—	—	スポット
舞 台 技 術	責任者 ● 舞台設備及び技術に関する責任者	舞台1	—	—	委託1
	舞台設 備、操作、 管理 ● 事業プランニングや舞台機構操作、舞台運営、各設備・大道具備品の保守管理 ● 利用者支援や講座などの実施 ● 照明、音響の外部委託対応、調整 ● ホール外での催しなどの技術的対応	音響1  照明1	—	—	委託2
合 計		15	9	4	3
			16+委託数名		

正職：正職員、専門：専門職員、嘱託：有期職員、臨時：有期職員、委託：専門業者

### Ⅲ. 運営主体・組織

#### 2 運営主体の考え方

運営主体には、以下のようなことが求められます。

##### ◆地域の芸術文化事情に精通し、市内外に広域なネットワークを有している

地域に根ざし、将来的に本市の芸術文化の担い手となる地域人材の育成ができるように、地域の芸術文化事情に精通し、市内外に広域なネットワークを有していることが必要です。

##### ◆ハード・ソフト両面に知見を有し、利用者目線の柔軟で効率の良い運営ができる

市民に施設利用や自主事業を提供するうえで、芸術文化のハード・ソフト両面に知見を有し、比較的利用の多い、夜間や土日祝日などの施設提供にも柔軟に対応できる、利用者目線の業務が行えることが必要です。

##### ◆専門性の確保と技術や事務能力の向上ができる

文化会館が地域に果たす役割を十分に理解し、地域や国内の芸術文化の知識やアートマネジメント(※1)への高い意欲、高い専門性などを持ったスタッフの確保、また、適切な研修や実務経験などで職員の育成ができることが必要です。

##### ◆市民参加を適切に実現できる

文化会館の基本理念を実現していくためには、運営をサポートする組織や友の会などの市民参画組織と協調性を持ちながら、市民が芸術文化に参加できるしくみづくりが実現できることが必要です。

運営主体の比較検討

項目	鶴岡市芸術文化協会	芸術文化振興財団 【新設】	鶴岡市開発公社 【旧館指定管理者】	直 営
市施策との連携	・芸術文化振興を主目的にした団体であるため、市全体の事業展開が期待できる		・市の方針に沿った施策展開ができる	
職員雇用による特徴	・専門性のある職員の雇用はしやすい ・職員の雇用や配置が柔軟にできる	・専門職員を新規に募集する必要がある。		・人事異動などにより、専門性のある職員の継続的な配置が難しい
組織体制	・法人設立から日が浅く、体制がぜい弱である ・29年度から事業系職員を雇用している	・新設のため、体制が確立するまでは一定の期間を要する	・総務系は経験もあり、しっかりしているが、事業系は、これからの構築になる	・専門的な知見を有する職員がおらず、一般的に指定管理に比べ人件費も高くなりやすい
公平性の確保	・利用者団体と運営主体が同一になるため、公平性を確保するための工夫が必要	・新設のため、既存団体に比べ、利害関係は少ない	・利用者団体との利害関係は少ないが、既存団体のため関係機関との公平性に工夫が必要	・市が運営するため、公平性は確保される
自主事業の実施	・芸術文化に精通しているため、質の高い自主事業が期待できる	・芸術文化に精通した専門財団であるため、質の高い自主事業が期待できる	・芸術文化に精通した専門職員を採用できないと、質の高い自主事業は期待できない	・市の芸術文化振興施策、館の方針に沿った自主事業を行うことができる ・専門職員を育成できないと、質の高い自主事業は期待できない
年度にわたる事業計画	・複数年にわたる事業計画は立てやすいが、指定管理者として経費節減が求められる			・予算が単年度毎のため、複数年の大型事業が企画しにくい
主なメリット	・地域の芸術文化事情に精通し、市内外に広域なネットワークが有る ・NPO法人のため、誰でも加入し、運営に参画できる	・中長期的な視野での事業運営ができる	・既存法人のため初期投資がかからない ・市公共施設の施設管理に知見があり、安定した運営が期待できる	・市自らが主体となるため、責任が明確化される ・市関連施設との連携が図りやすい
主なデメリット	・組織を立ち上げたばかりのため、まだ運営基盤がぜい弱である	・専門人材の確保しだいで、自主事業の質が左右される ・新設のため、初期投資がかかる		・職員の人事異動が伴うため、専門性の継続に課題がある ・単年度の予算執行に制約される

## 鶴岡市文化会館利活用会議の運営について

### 1. 協議内容について

本会議は、これまで策定した管理運営実施計画等の各種計画を踏まえながら、具体的な管理運営主体のあり方や、想定する管理運営費を基にした事業規模のあり方などについて協議し、年度内に一定の結論を得ることとします。

月1回の会議を予定し、以下のとおり会議を運営することとします。

<第1回会議> 平成30年1月11日(木) 14:00～

- ・経過等説明
- ・幅広い意見交換

<第2回会議> 平成30年2月16日(金) 18:30～

- ・第1回会議まとめ
- ・具体的な意見交換
- ・結論の方向性の確認

<第3回会議> 平成30年3月14日(水) 18:30～

- ・第2回会議まとめ
- ・利活用会議方向性まとめ
- ・意見交換
- ・利活用会議における結論の決定

### 2. 委員構成等

委員会は、委員長、委員6名の計7名で構成し、各回オブザーバーとして芸術文化協会から出席いただくこととします。

委員の任期は、今年度は年度末までとしますが、来年度以降、指定管理者制度の導入まで、不定期で意見交換ができるよう年度単位で委嘱いたします。

### 3. 議事概要の公開

個人が特定できない形「委員」といった表現で、市ホームページで公表いたします。なお、議事概要の作成にあたっては、事前に各委員に表現等の確認をいたします。

### 4. 会議の公開

本会議については、全3回全て公開で行うこととします。

運営主体比較検討資料の運営主体の概要

1. 鶴岡市芸術文化協会

(1) 設 立 昭和39年

平成27年 市町村合併全域を対象とした組織へ改変

平成28年 特定非営利活動法人へ移行、NPO認証取得

(2) 会員数 5地域72団体 約4,000名

(3) 事務局 事務局長（非常勤）1名

文化会館開館準備グループ4名、管理運営2名

※平成27年度までは、社会教育課職員が事務局を担っていたが、法人への移行に伴い法人雇用の職員を配置。（運営費支援を実施）

(4) 事 業 鶴岡市芸術祭（市共催）、総合型文化クラブ（県受託）、  
文化会館開館準備業務（市受託）

2. 芸術文化振興財団【新設】

(1) 事 例 他市の例として、文化会館新築、改築に際し、芸術文化振興に特化した財団を設立する事例があるため記載

(2) 設 立 手続きとして以下が必要

- ①定款作成 ②公証人認証 ③300万円以上の拠出 ④役員等選定
- ⑤登記 など

3. 鶴岡市開発公社

(1) 設 立 昭和36年

(2) 概 要 土地の取得、造成、処分、施設管理及び事業運営

(3) 受 託 指定管理者として受託している施設は以下のとおり

市施設：加茂水族館、鶴岡アートフォーラム、勤労者会館、旧文化会館

県施設：加茂港緑地及び加茂レインボービーチ